

長野県景観育成計画の一部変更案の概要

1 変更理由

「長野県景観育成計画」は、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第3条の規定により、本県における景観育成に関する施策の基本となる事項を定めた「長野県景観育成方針」（第1編）と、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に定めるべき事項を定めた「長野県景観計画」（第2編）により定められている。

本年3月の「長野県農村景観育成方針」の策定を受けて、同方針に定める本県の農村風景の基本的な育成方針について「長野県景観育成方針」に盛り込むため、「長野県景観育成計画」を後記2のとおり変更したい。

2 変更案

長野県景観育成計画「第1編 長野県景観育成方針」第4章の3(6)の次に次の1号を加える。

(7) 農村風景に関する事項

県全体の景観育成の基本方針は、(1)から(6)までの事項に記載のとおりですが、美しく豊かな本県の農村風景については、農村風景を守り育てる主体を維持確保することを目的として、「持続性のある農林業の実現」、「魅力ある農村風景づくり」及び「都市と農山村の連携交流」の好循環を目指す「長野県農村景観育成方針」（平成25年3月策定）に基づいて、積極的に保全・育成を図るものとします。

【参考】長野県景観育成計画の構成

第1編 長野県景観育成方針

第1章 背景と目的

第2章 地域の景観特性

- 1 全体の構造
- 2 地域の特性
- 3 景観の骨格構成

第3章 基本目標

- 1 基本目標
- 2 役割

第4章 基本方針

- 1 景観の育成の基本的な視点
- 2 景観類型ごとの基本的な方向
- 3 景観の育成の基本的な方針

第2編 長野県景観計画

第1章 法定事項

- 1 景観計画の区域
- 2 良好な景観の育成に関する方針
- 3 景観育成のための行為の制限
- 4 景観重要建造物の指定の方針
- 5 景観重要樹木の指定の方針
- 6 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- 7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

第2章 その他の事項

- 1 自主的な景観の育成活動への支援
- 2 景観の育成に資する事業を行う個人又は団体等に対する補助
- 3 情報開示の促進
- 4 知識の普及
- 5 専門家の活用と人財の育成
- 6 景観の育成のための総合的な制度の運用

長野県景観育成計画新旧対照表

変 更 案	現 行	変更点
<p>第1編 長野県景観育成方針</p> <p>第1章から第3章まで 略</p> <p>第4章 基本方針</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 景観の育成の基本的な方針</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p><u>(7) 農村風景に関する事項</u></p> <p><u>県全体の景観育成の基本方針は、(1)から(6)までの事項に記載のとおりですが、美しく豊かな本県の農村風景については、農村風景を守り育てる主体を維持確保することを目的として、「持続性のある農林業の実現」、「魅力ある農村風景づくり」及び「都市と農山村の連携交流」の好循環を目指す「長野県農村景観育成方針」（平成25年3月策定）に基づいて、積極的に保全・育成を図るものとします。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1編 長野県景観育成方針</p> <p>第1章から第3章まで 略</p> <p>第4章 基本方針</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 景観の育成の基本的な方針</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(7) 追加</p>